

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「委託法人の個人情報漏えい防止研修や取り組み等が分かる資料一切」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、委託先法人事業者に対する説明会用資料（2点）、情報セキュリティ関係の文書（3点）、携帯端末情報等の非表示化に関する文書（5点）、再発防止策について取りまとめた資料（3点）として、4つに分類される文書を特定し、このうち再発防止策について取りまとめた資料に分類される、第1346回経営委員会資料（2020年1月28日付け）「名古屋・個人情報漏えい 再発防止策について」、報道資料（2020年1月28日付け）、「名古屋・個人情報漏えい 再発防止策について」、2020年1月28日付け「放送受信料の契約・収納業務を受託する事業者のみなさまへー名古屋・個人情報漏えい 再発防止策の報道発表についてー」の3文書を開示した。

その余の文書は、NHKの契約・収納業務における法人委託の運用に関する情報であって、開示することによりNHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項1号に該当し、また、契約・収納業務における契約に関する情報であって、契約によりNHKが守秘義務を課せられているため、規程第8条1項6号前段に該当し、さらに、情報セキュリティ関係の文書、携帯端末情報等の非表示化に関する文書については、契約・収納業務に係る情報セキュリティに関する情報であって、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項5号に該当し、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、「契約収納業務委託法人の個人情報保護、管理についてNHKは委託元として監督義務がある。どのような研修や取り組みを行っているかについて積極的に情報提供すべきだと考える。NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の見解を聞きたい」として、再検討の求めがあった

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、委託先法人事業者に対する説明会用資料、情報セキュリティ関係の文書、および携帯端末情報等の非表示化に関する文書は、NHKの契約・収納業務における法人事業者の運用に関する情報であって、開示することにより契約・収納業務における法人事業者との委託契約や

運用の業務に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し、また、NHKの契約・収納業務における契約に関する情報であって、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負う文書であることから規程第8条1項6号前段に該当し、さらに、情報セキュリティ関係の文書、携帯端末情報等の非表示化に関する文書については、契約・収納業務に係る情報セキュリティに関する情報であって、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項5号に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、再検討の求めに係る文書のうち、委託先法人事業者に対する説明会用資料、情報セキュリティ関係の文書、および携帯端末情報等の非表示化に関する文書には、NHKの契約・収納業務における法人事業者の運用に関する情報があつて、開示することにより契約・収納業務における法人事業者との委託契約や運用の業務に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当するほか、NHKの契約・収納業務における契約に関する情報であつて、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負う文書であることから、規程第8条1項6号前段に該当すると認められる。さらに、情報セキュリティ関係の文書と携帯端末情報等の非表示化に関する文書については、契約・収納業務に係る情報セキュリティに関する情報があり、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項5号に該当すると認められる。再検討の求めに係る文書を不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年11月29日（第310回審議委員会）

第853号 諮問、審議

12月13日（第311回審議委員会）

審議、答申